



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

オンライン資格確認等について

**(注) 日本看護協会において
訪問看護関係のみ抜粋**

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 訪問看護におけるオンライン請求・ オンライン資格確認の導入について

ひと、くらし、みらいのために



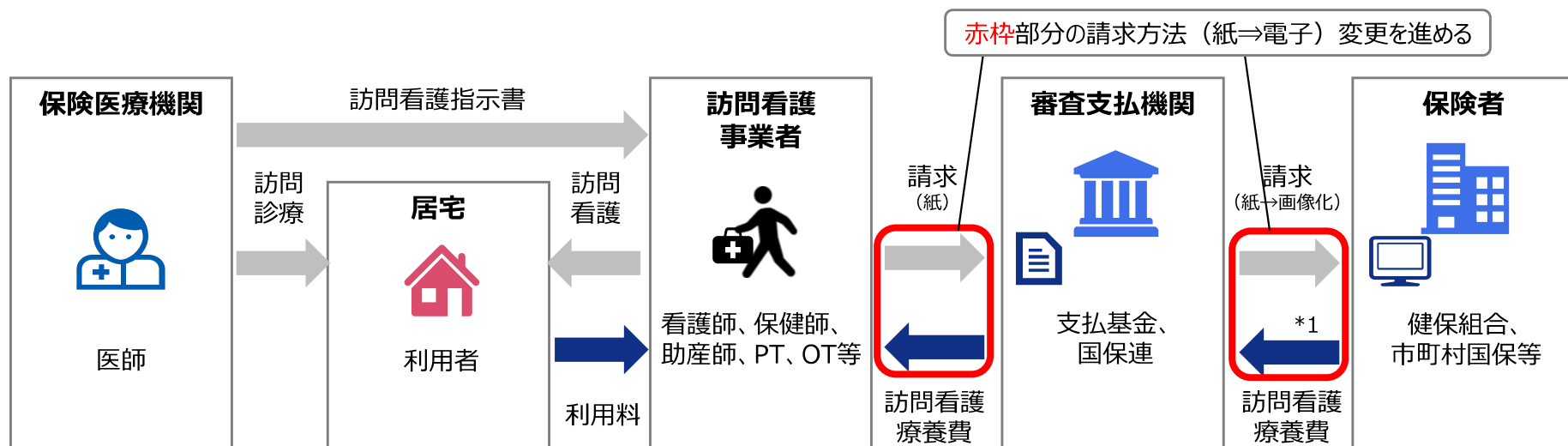
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

訪問看護レセプト（医療保険）のオンライン請求について

1. 概要・目的

- オンライン請求とは、電子的に作成したレセプトデータを、セキュリティが確保されたネットワーク回線により、オンラインで審査支払機関に送付することです。
- 全国の訪問看護ステーションにおけるレセプト請求事務や、審査支払機関・保険者等におけるレセプト処理事務の効率化が図られます。
- より質の高い医療・看護の実現に向けた、レセプト情報の利活用（介護保険分野と合わせた訪問看護全体のデータ分析、地域医療や在宅医療の実態把握等）の推進につながります。

2. 訪問看護の流れとオンライン請求の範囲



訪問看護におけるオンライン資格確認について

- 利用者自身の直近の資格情報や、本人の同意に基づき診療/薬剤情報・特定健診等情報を閲覧することが可能となり、業務効率化や質の高い医療の提供が実現。
- 訪問看護等におけるオンライン資格確認（居宅同意取得型）の仕組みを活用することで、継続的に訪問看護が行われている間、2回目以降の訪問においては、訪問看護ステーション側で再照会をして資格情報の照会・取得が可能となる機能により効率的な資格確認が可能になるほか、初回時の同意に基づき、薬剤情報等の取得が可能。
- 今後、オンライン資格確認等システムについては、医療DXの推進の中で、生活保護の医療扶助や難病医療の公費負担医療及び地方単独医療費助成への対応拡大が期待。

利用者

マイナンバーカード1枚で訪問看護を受けることが可能に

- ・ 居宅等でもオンライン資格確認で可能に
- ・ 保険者に申請していない場合も含め、限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除

過去の薬剤情報等の提供が可能に

- ・ これまでの薬剤情報や特定健診の結果を網羅的に提供することが可能に
- ・ 健康・医療データに基づいたより適切な看護につながる

訪問看護ステーション

資格確認業務の負荷軽減

- ・ 2回目以降の訪問では、利用者宅等への訪問前に利用者の資格情報を確認でき、訪問時の確認業務が効率化
- ・ 利用者の直近の資格情報が確認可能。限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における適用区分の確認が可能に

業務の更なる効率化

- ・ 事業所内のレセコン等と連携することで、レセプト作成における手作業の事務負担や誤記リスク、レセプト返戻の削減等につながる
- ・ 利用者から聞き取るよりも正確かつ効率的に、利用者の過去の薬剤情報等を確認可能に

訪問看護レセプトのオンライン請求・オンライン資格確認

- ・ 訪問看護ステーションにおいて、令和6年6月よりレセプトのオンライン請求とオンライン資格確認を開始する。
- ・ また、令和6年秋の保険証廃止を見据えつつ、オンライン請求・オンライン資格確認を義務化する。その際、現行の保険証廃止は、国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提であり、医療現場に混乱が生じないように、安心してマイナ保険証を利用できる環境を実現する。

1. オンライン請求・オンライン資格確認の開始

- 訪問看護ステーションの**オンライン請求を開始**（省令改正・令和6年6月施行予定。適用は翌月請求分から）
- 訪問看護ステーションの**オンライン資格確認を開始** ※令和6年6月開始予定
- 訪問看護ステーションに対する**オンライン資格確認導入に係る財政支援**

※ **オンライン請求**の開始に向けて準備が必要な機器等の一部は、**オンライン資格確認**と兼用することが可能

2. オンライン請求・オンライン資格確認の義務化・経過措置

- 訪問看護ステーションに**オンライン請求を義務化**（省令改正・令和6年秋（保険証廃止時期）施行予定）
※ 経過措置：通信障害、システム整備中、ネットワーク環境、改築工事、廃止・休止、その他特に困難な事情
- 訪問看護ステーションに**オンライン資格確認を義務化**（省令改正・令和6年秋（保険証廃止時期）施行予定）
※ 経過措置：システム整備中、ネットワーク環境、改築工事、廃止・休止、その他特に困難な事情

※経過措置の対象事業者は、医療機関・薬局の場合の取扱いも参考に、支払基金に原則オンラインで事前届出を行う運用とする予定。

訪問看護レセプトのオンライン請求の義務化の経過措置

- 令和6年秋（保険証廃止時期）時点でやむを得ない事情がある場合は、期限付きの経過措置を設ける。※1

※1 経過措置の対象事業者は、支払基金に原則オンラインで事前届出を行う。

やむを得ない事情	期限
(1) 電気通信回線設備に障害が発生した場合	障害が解消されるまで
(2) 義務化の2か月前の月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の場合（システム整備中）	システム整備が完了する日まで （遅くとも義務化の6か月後の月末まで）
(3) オンライン請求に必要な光回線ネットワーク環境が整備されていない場合（ネットワーク環境事情）	オンライン請求に必要な光回線ネットワーク環境が整備されてから6ヶ月後まで
(4) 改築工事中の場合	改築工事が完了するまで
(5) 廃止・休止に関する計画を定めている場合	廃止・休止まで （遅くとも義務化の6か月後の月末まで）
(6) その他特に困難な事情がある場合 ※ 常勤の看護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である場合【介護保険におけるオンライン請求の経過措置と同じ】※2 ※ (1)～(5)の類型と同視できるか個別判断	特に困難な事情が解消されるまで

※2 令和6年3月31日時点では、71歳以上。

（参考）介護レセプトの令和5年3月審査分において、訪問看護ステーション約13,500事業所のうち、120事業所（0.9%）が紙レセプトにより請求。

訪問看護事業者のオンライン資格確認の義務化の経過措置

- 令和6年秋（保険証廃止時期）時点でやむを得ない事情がある場合は、期限付きの経過措置を設ける。※1

※1 経過措置の対象事業者は、支払基金に原則オンラインで事前届出を行う。

やむを得ない事情	期限
(1) 義務化の2か月前の月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の事業者（システム整備中）	システム整備が完了する日まで （遅くとも義務化の6か月後の月末まで）
(2) オンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されていない事業者（ネットワーク環境事情）	オンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されてから6ヶ月後まで
(3) 改築工事中の事業者	改築工事が完了するまで
(4) 廃止・休止に関する計画を定めている事業者	廃止・休止まで （遅くとも義務化の6か月後の月末まで）
(5) その他特に困難な事情がある事業者 ※ 常勤の看護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である場合【介護保険におけるオンライン請求の経過措置と同じ】※2 ※ (1)～(4)の類型と同視できるか個別判断	特に困難な事情が解消されるまで

（参考）災害等によりネットワーク環境に障害が生じる場合については、本則に緊急やむを得ない事由を位置付けることを検討

※2 令和6年3月31日時点では、71歳以上。

（参考）介護レセプトの令和5年3月審査分において、訪問看護ステーション約13,500事業所のうち、120事業所（0.9%）が紙レセプトにより請求。

訪問看護におけるオンライン資格確認等の導入推進

訪問看護事業者関係

- 訪問看護におけるオンライン資格確認の導入に関する情報取得や、必要な手続（利用申請、電子証明書の発行申請、補助金の申請等）を一元的に行うことが可能な「**医療機関等向け総合ポータルサイト**」を**10月上旬に開設予定**。
- オンライン請求のための準備と一体的に行うことで負担を抑えられることも踏まえ、必要な対応について訪問看護事業者が具体的にイメージできるような**リーフレット・動画等の周知広報を行う**。
- 来年1月に総合ポータルサイトを更新し、利用申請、電子証明書の発行申請を可能とするとともに、2月以降に接続テスト等の実施を開始する。
- オンライン資格確認の実施機関におけるコールセンターやオンライン請求のサポートデスク等において、訪問看護事業者からの**問い合わせにも対応**する。

システム事業者関係

- 資格確認端末やネットワーク整備などの必要な対応をパッケージとして提供する**導入支援事業者を確保**。
- 導入支援事業者や介護レセコンベンダなど**システム事業者が参画する連絡協議会を開催**し、ベンダ側に対しても導入促進を図る。

※ 訪問看護事業者においては、導入支援事業者に依頼して、レセコンを使用している場合にはレセコンベンダによる改修を行い、オンライン資格確認の導入を行うこととなる。

訪問看護ステーションに対する財政支援（医療情報化支援基金）

1. 事業内容

- 訪問看護ステーションのオンライン資格確認導入に必要な以下の費用を支援する。
 - ① マイナンバーカードの読取・資格確認等のためのモバイル端末等の導入
 - ② ネットワーク環境の整備
 - ③ レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修

2. 補助内容

- 基準とする事業額 42.9万円を上限に、実費補助

※ オンライン請求の開始に向けて準備が必要な機器等の一部は、オンライン資格確認と兼用することが可能であり、補助対象として盛り込む。

今後のスケジュール（案）

	令和5年度 (2023年度)							令和6年度 (2024年度)						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～
マイルストーン	R6診療報酬改定施行 ★ 秋：保険証廃止★													
オンライン請求・ オンライン資格確認 導入推進の取組	総合ポータルサイト開設 (説明資料、動画等) ★													
	総合ポータルサイト更新 (利用申請、 電子証明書発行) ★													
	義務化 経過措置 ★													
	※ 導入支援事業者や介護レセコンベンダなどシステム事業者が参画する連絡協議会を開催し、ベンダ側に対しても導入促進を図る。													
訪問看護 ステーション	✓ 訪問看護ステーションごとに順次導入													
	準備・導入作業 (導入支援事業者等へ見積依頼・契約調整)							接続・運用テスト (端末の設定、運用テスト等)						
	オンライン請求開始 ※報酬改定が6月から であることを踏まえた対応													
	オンライン資格確認開始													

2. 訪問診療等におけるオンライン資格確認 (居宅同意取得型) について

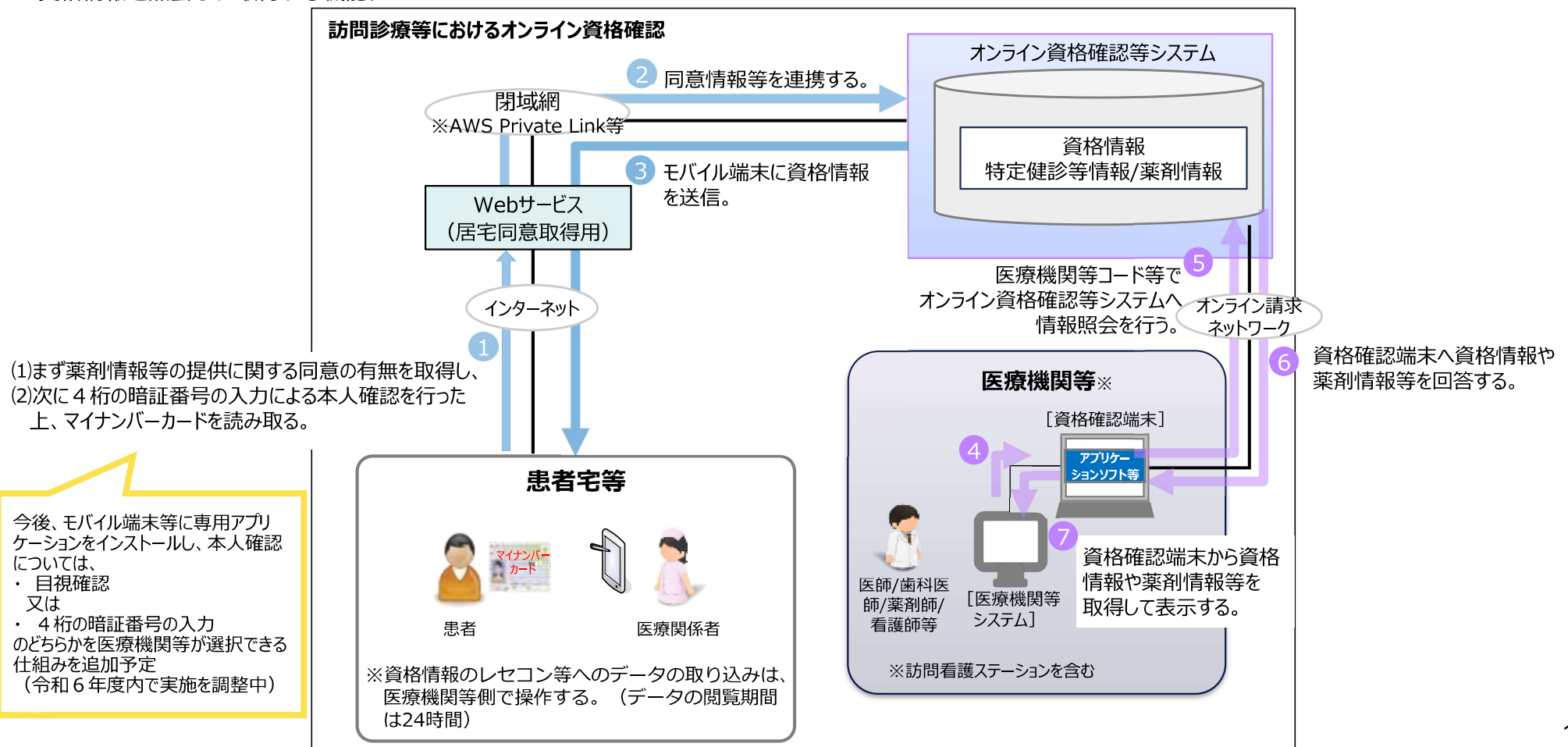
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み案 (概要)

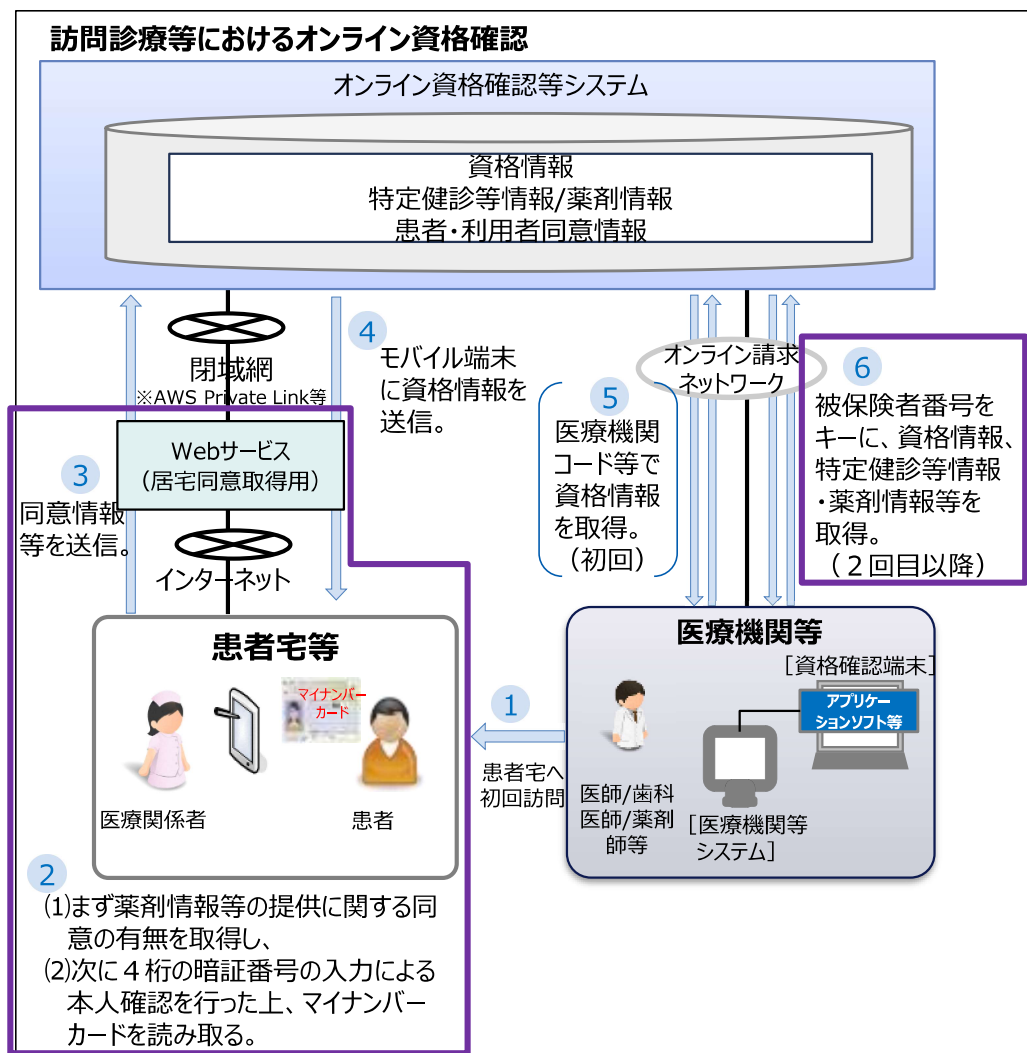
- 初回訪問時のマイナンバーカードによる本人確認に基づく資格情報の取得及び薬剤情報等の提供に関する同意は、医療関係者が持参したモバイル端末等を用いて実施する。
- 訪問診療等では医療関係者が患者宅等を訪問することから、患者のなりすましリスクが低いことを踏まえ、2回目以降は、当該医療機関等との継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間、医療機関等において再照会機能(※)を活用した資格確認を行うとともに、薬剤情報等については、初回時の同意に基づき取得可能な仕組みとする。
- ※ あらかじめ医療機関等において、初回にマイナンバーカードの本人確認により取得した患者の資格情報を用いて、オンライン資格確認等システムに最新の資格情報を照会し、取得する機能。



(参考) 居宅同意取得型における再照会機能と同意登録について

- 訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）では、2回目以降は、当該医療機関等との継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間（※）、医療機関等において再照会機能を活用した資格確認を行うとともに、薬剤情報等については、初回時の同意に基づき取得可能な仕組みとする。

※ 例えば、初回から3か月後の末日までの期間に加え、その後は、診療等の継続（毎月診療等が行われていること）をレセプトにより確認する。



訪問診療等では医療関係者が患者宅等を訪問することから、患者のなりすましリスクが低いことを踏まえ、訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）について、以下の機能を実装する。

※ 往診においては、訪問の都度、資格確認を行うとともに、薬剤情報等の提供に係る同意取得を行うことが必要。

資格確認（再照会機能）

あらかじめ医療機関等において、初回時にマイナンバーカードの本人確認により取得した患者の被保険者番号を用いて、オンライン資格確認等システムに最新の資格情報を照会し、取得する。

※ 資格確認方法としての再照会の法令上の位置づけについて検討を行う。

薬剤情報等の提供に係る同意取得

訪問診療等における患者宅等への初回訪問時に、モバイル端末等を用いて、同意登録（※）を行う。

※ 同意は当該医療機関等との継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間は有効

同意登録をしている患者について、患者の被保険者番号により、患者の薬剤情報・特定健診等情報等を取得する。

「マイナ在宅受付Web」を用いた資格確認等の手順（1/2）

- 医療機関等のモバイル端末等からWebサービス「マイナ在宅受付Web」へアクセスし、はじめに、薬剤情報等の提供について、患者が同意の有無を選択します。
- 登録する同意情報の内容を確認します。

患者宅等

薬剤情報等の提供に関する同意取得（マイナ在宅受付Web）

① 医療機関等のモバイル端末等を利用して、「マイナ在宅受付Web」へアクセス

医療機関等の
モバイル端末等



（読み取り機能付き）

② 診療/薬剤情報・特定健診情報等の提供について、患者が同意の有無を選択

オンライン資格確認Web
（初回診察等）

メニュー

同意登録の準備と開始
...

「同意登録に必要な準備」が完了した後、「同意登録をする」ボタンから同意手続きを開始してください。
過去に完了した同意内容の確認・更新をしたい方は、右上のメニューボタンから、「すべての同意を取消す」または「同意照会・更新」を押してください。

同意登録に必要な準備

同意登録には、マイナンバーカードのご用意とマイナンバーカードへの保険証の登録を済ませていただく必要があります。

1 マイナンバーカードの準備

同意登録にはマイナンバーカードが必要になります。お手元にご準備ください。

2 マイナンバーカードへの保険証の登録

本システムのご利用にはマイナンバーカードへの保険証の登録が必要です。まだ登録がお済みでない方は、マイナポータルサイトから登録するようにお願いします。

同意登録をする

〇〇〇〇〇医療機関

1 入力 2 確認 3 完了

同意登録

あなたの健康・医療情報を当機関に提供することに同意しますか。この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。
※この同意は、当機関から継続的に診療を受ける一定期間、有効です。

すべての項目に同意する

同意項目については、以下の項目をご確認ください。
※ ? を押すと各項目の詳細をご確認できます。

手術情報の提供 ?

同意する × 同意しない

診療情報および薬剤情報の提供 ?

同意する × 同意しない

特定健診等情報の提供 (40歳以上対象) ?

※ 40歳未満の方は「同意しない」を選択してください。

同意する × 同意しない

限度額情報の提供 ?

同意する × 同意しない

特定疾病療養受療証情報の提供 ?

同意する × 同意しない

すべての項目に同意する

同意内容を確認する

1 入力 2 確認 3 完了

同意登録内容の確認

画面下にある「同意内容を登録する」ボタンを押してください。

登録内容

手術情報の提供
同意しない

診療情報および薬剤情報の提供
同意しない

特定健診等情報の提供 (40歳以上対象)
同意しないまたは40歳未満

限度額情報の提供
同意しない

特定疾病療養受療証情報の提供
同意しない

同意内容を登録する
マイナンバーカードの
利用者証明電子証明書の
パスワードを入力していただきます

選択内容を修正する
前の画面に戻ります

次頁
へ

「マイナ在宅受付Web」を用いた資格確認等の手順（2/2）

- ・ モバイル端末等にあらかじめインストールした「マイナポータル」アプリに遷移して、患者が4桁の暗証番号を入力後、マイナンバーカードをかざし、本人確認を行います（初回のみ）。
- ・ 「マイナ在宅受付Web」に薬剤情報等の提供に関する同意情報が登録されます。
- ・ その後、患者の資格情報を取得し、医療保険における資格確認を行います。

本人確認（マイナポータル）

③ 4桁の暗証番号を入力



④ マイナンバーカードをかざす



同意登録、資格確認

⑤ 同意登録が完了、資格情報を取得

訪問診療等における医療機関・薬局に対する財政支援 (社会保障・税番号制度システム整備費等補助金)

1. 事業内容

- 医療機関・薬局における居宅同意取得型の利用に必要な以下の費用を支援する。
 - ① マイナンバーカードの読取・資格確認等のためのモバイル端末等の導入
 - ② レセプトコンピュータの改修

2. 補助内容

	補助率	補助限度額 (訪問診療・訪問服薬指導等)
病院	1 / 2	41.1万円 事業額上限82.2万円
大型チェーン薬局	1 / 2	8.5万円 事業額上限17.1万円
診療所・薬局	3 / 4	12.8万円 事業額上限17.1万円

※ 事業額上限は、モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：78.1万円（病院）／13万円（診療所・薬局）

※ 訪問診療等とオンライン診療等の両方を実施している場合は、この上限額となる。

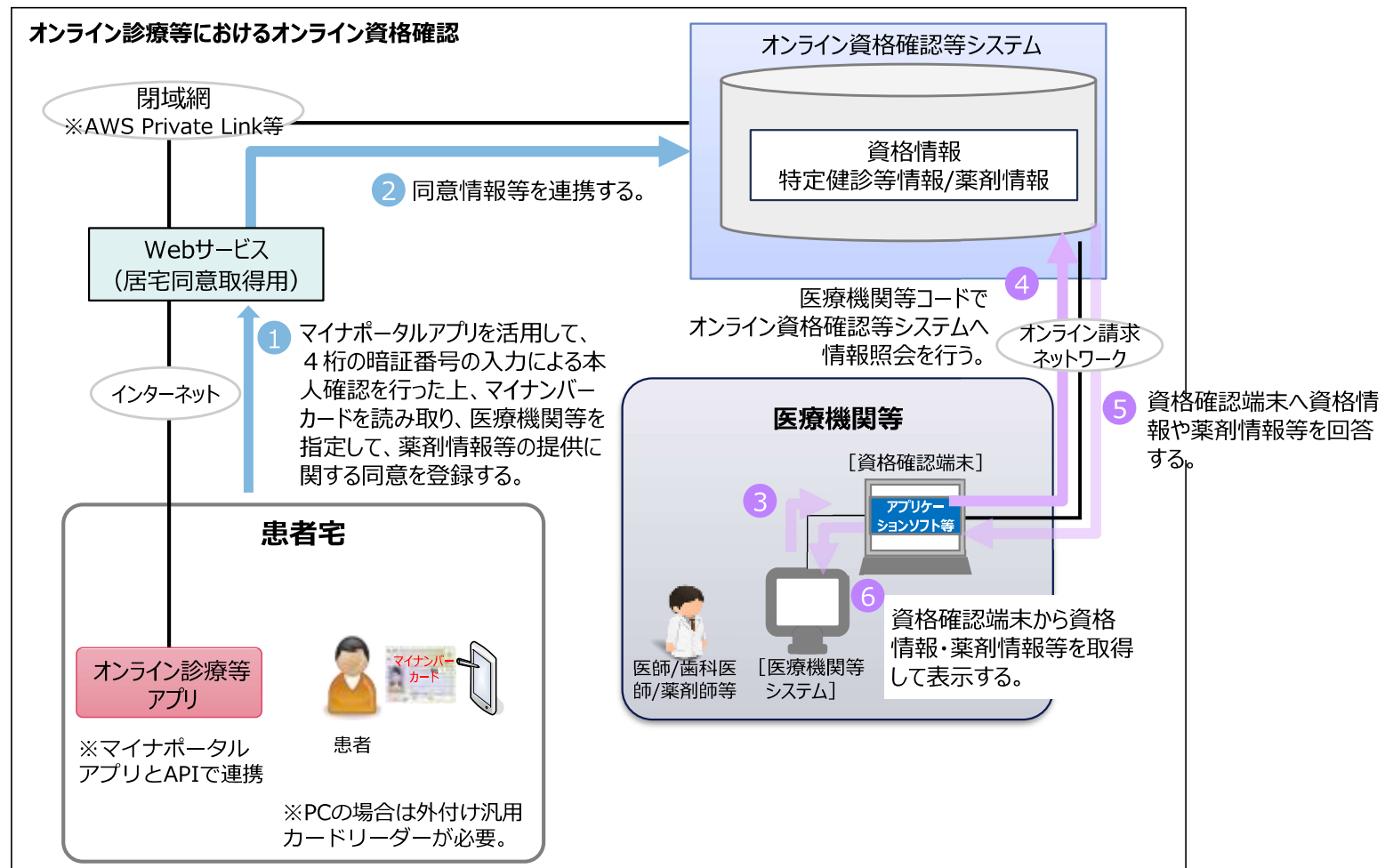
※ 訪問診療のみを提供する既存の医療機関等については、オンライン資格確認のシステム本体の導入補助（ICT基金）を活用した上で、居宅同意取得型の導入補助を受けることとなる。

オンライン診療等におけるオンライン資格確認の仕組み案 (概要)

○ 資格確認や、薬剤情報等の提供に関する同意は、患者本人のモバイル端末またはPCを用いて実施_※する。

なお、薬剤情報等の提供に関する同意は、通常の外来診療と同様に、医療機関等を利用する都度行う仕組みとする。

※ Webサービス（居宅同意取得用）へのアクセスは、オンライン診療等アプリとAPI連携を行う。また、患者本人がWebサービス（居宅同意取得用）へ直接アクセス可能な仕組みも実装予定。



参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

(参考) 令和5年度の主な閣議決定

●経済財政運営と改革の基本方針2023 (令和5年6月16日 閣議決定)

第4章 中長期の経済財政運営

2. 持続可能な社会保障制度の構築

医療DX推進本部において策定した工程表※4に基づき、医療DXの推進に向けた取組について必要な支援を行いつつ政府を挙げて確実に実現する。マイナンバーカードによるオンライン資格確認の用途拡大や正確なデータ登録の取組を進め、2024年秋に健康保険証を廃止する。(略)

※4 「医療DXの推進に関する工程表」(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)。

●デジタル社会の実現に向けた重点計画 (令和5年6月9日 閣議決定)

第3 デジタル社会の実現に向けた戦略・施策

第3-2 各分野における基本的な施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(3) マイナンバーカードの普及及び利用の推進

① マイナンバーカードの健康保険証との一体化に向けた取組

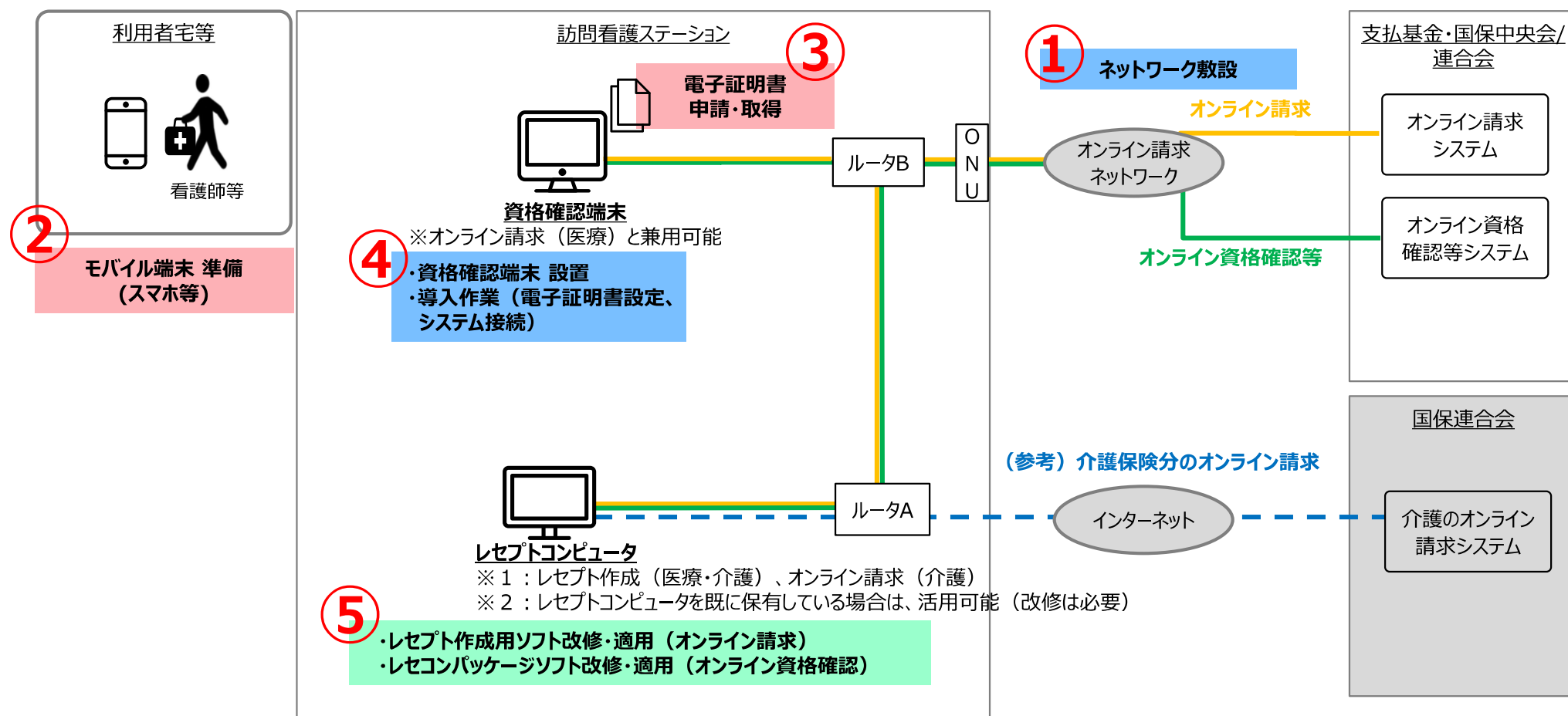
マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速し、2024年(令和6年)秋の健康保険証の廃止に向け、訪問診療・訪問看護等、柔道整復師・あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師の施術所等でのオンライン資格確認の構築、マイナンバーカードの機能の搭載によるスマートフォンでの健康保険証利用の仕組みの導入等の取組を進める。また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会の取りまとめを踏まえ、マイナンバーカードの申請環境や交付体制の整備に向けた取組を行う。

(略)

導入に向けた作業イメージ（案）

【オンライン資格確認・オンライン請求の開始までの流れ】

- ① 導入支援事業者により、ネットワーク敷設（申込から数週間～1ヶ月程度）。※併設する医療機関のネットワークが使える場合は、不要となるケースあり
- ② 訪問看護ステーションが、モバイル端末を準備（既存の業務用端末も活用可能）。
- ③ 訪問看護ステーションが、医療機関等向け総合ポータルサイトから利用申請を行い、電子証明書もダウンロード。
- ④ 導入支援事業者が、資格確認端末（兼オンライン請求用端末）を設置。電子証明書を設定し、システムに接続（令和6年2月より運用テスト可能）。
- ⑤ 介護等レセプトコンピュータ事業者が、改修したソフトを訪問看護ステーションの端末に適用し、動作確認。※事業所は予めベンダーにソフト改修・適用予定を確認する



※ 資格確認端末、ネットワーク、電子証明書を、オンライン資格確認とオンライン請求で兼用

凡例： ネットワーク

ハードウェア システム

導入に向けた準備作業の概要

凡例 オンライン請求 : マーカー
オンライン資格確認 : マーカー

1. 見積依頼・発注

1-1 見積依頼

まずは導入支援事業者及び現在契約しているレセプトコンピュータ事業者に相談し、見積依頼を進めてください。(今後、導入支援事業者においてオンライン資格確認の導入パッケージを発売予定)

◆主な見積対象

 モバイル端末 (スマホ・タブレット)
(マイナカードの読取可のもの。
現在お使いの業務端末も併用可)

 オンライン資格確認/
オンライン請求用端末

 レセプト作成用端末・
ソフト (現在契約している
レセコンのソフト改修)

 オンライン資格確認/
オンライン請求用
ネットワーク回線
(IP-VPN接続方式または
IPsec + IKE接続方式)

< □チェックリスト >

- システム導入状況の確認
- 見積依頼

1-2 発注

見積内容を確認後、速やかに発注を行ってください。

発注/機器受取後、導入支援事業者等と相談しつつ、導入に向けた準備作業を行ってください。

◆発注までの流れ

 見積内容の確認

 発注 (契約)

< □チェックリスト >

- 発注

2. 導入・運用準備

2-1 導入

システムの導入・機器のセットアップ、ネットワークの設定、不正ソフトウェア対策などのセキュリティ対策を実施してください。

◆導入準備例

 システム導入・機器の
セットアップ

< □チェックリスト >

1. 総合ポータルサイト (※) にて

- アカウント登録 ※R6.1~可能予定
- オンライン資格確認利用申請
- オンライン請求利用申請
- 電子証明書発行申請
※オンライン資格確認/オンライン請求共通です

2. その後の手続

- オンライン資格確認/オンライン請求
システムのセットアップ
- 運用テスト

(※) 医療機関等向け総合ポータルサイト

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

2-2 運用準備

受付業務等の変更点を確認し、運用開始に向けた各種準備を行ってください。

◆運用準備例

 受付業務
の確認

< □チェックリスト >

- 受付業務等の変更点の確認

3. 補助金申請 (導入完了後)

3-1 補助金申請

ポータルサイト等の掲載内容を確認し、補助金の申請を行ってください。

◆補助金申請方法

 ポータルサイト
から申請

< □チェックリスト >

- 必要書類の受領/準備 (領収書等)
- 補助金申請
※別途申請方法は
ご案内します

上記は一般的な準備のステップとなります。各事業所におけるシステムの導入の状況に応じて、準備作業のステップ等が異なることが想定されるため、まずは導入支援事業者にご確認ください！



シカク君

問合せ先のご案内

ご不明な点がございましたら、以下のサポートデスクにお問い合わせをお願いします。お問い合わせ先は、**オンライン資格確認**と**オンライン請求**で異なりますので、ご注意ください。自施設に適した必要な機器や具体的な導入のスケジュール調整などは導入支援事業者等へご相談ください。

オンライン資格確認等 コールセンター

(医療保険分)
オンライン資格確認の
概要・各種届出書類

導入・準備に係る対応
(例:モバイル端末等)

運用テストに係る対応や
スケジュールの詳細

費用補助
(金額や手続き等)

オンライン資格確認/オン
ライン請求の兼用端末、
ネットワークに係る対応

電子証明書に係る対応

電話



- **営業時間:** 平日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00 (いずれも祝日を除く)
- **電話番号:** 0800-080-4583 (通話無料)
※問合せの際には、はじめに訪問看護ステーションコード、訪問看護ステーション名をお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

問い合わせフォーム



- **操作手順**
返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。
※回答までに日数を要する場合があります。



アクセスは[こちら](#)

オンライン請求 サポートデスク (訪問看護)

訪問看護レセプト(医療保
険請求分)のオンライン請
求の概要・各種届出書類

導入・準備に係る対応
(例:レセプト作成用端末等)

オンライン請求システムの
セットアップ

メール



- **メールアドレス:** houkan-seikyu-support@qunie.com
※問合せの際には、はじめに訪問看護ステーションの所在都道府県名、訪問看護ステーションコード、訪問看護ステーション名を記載いただきますようご協力をお願いいたします。

導入支援事業者等（予定）

○ 訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認及びオンライン請求の導入に当たっては、まず①オンライン資格確認の導入支援事業者及び②現在契約しているレセプトコンピュータ事業者（※）にご相談ください。

※ ①②のどちらの事業者の作業も必要となるため、**双方に連絡**した上で、工事日を同日にするなどの調整等を行うと効率的です。

【導入支援事業者（予定）】※順不同

- NTT東日本（東日本電信電話株式会社）
- NTT西日本（西日本電信電話株式会社）
- リコージャパン株式会社
- 株式会社NTTデータ中国
- 菱洋エレクトロ株式会社

○ 今後、導入支援事業者においては、**オンライン資格確認を導入するためのパッケージ商品（オンライン資格確認のために必要な資格確認端末の搬入・設定、必要なネットワークの敷設等の必要な対応を一括で支援・提供するサービス）**の販売を開始する予定です。

○ 各社の問い合わせ先についても、追って掲載予定です。